

市民社会の帝国主義

Ⅰ マルクスにおける概念の提起Ⅰ

はじめに

渡辺雅男

「市民社会の帝国」とは、現実主義やそれに基づく国際関係論を批判し、国際関係を歴史的かつ理論的に理解するための方法的枠組みを再構成しようとしたジャスティン・ローゼンバークの著作のタイトルである。⁽¹⁾ 本稿はそれに触発されつつ、あわせて帝国主義概念の刷新を行ったギャラハー||ロビンソンの議論を念頭に、マルクスのオリジナルな議論や概念に依拠しながら、ローゼンバークの主張を、その国際関係論批判という当初の意図よりも、帝国主義概念の再構築という方向性へ向けて解釈し直そうとする一つの問題提起である。⁽²⁾ ただ、よく知られているように、マルクスはかなり若い時期に「政治学批判」体系の構想を断念し、その後「経済学批判」体系のプラン実現に専念したという経緯がある。したがって、マルクスの著作には市民社会の政治理論も国家論も帝国主義論もまとまった形では残されていない。だから、本稿はそのときどきのマルクスの議論の断片を整理することで前述の課題に接近せざるをえないのである。

I 市民社会と国家

市民社会とはなにか。また、国家とはなにか。最初の問題は市民社会と国家の概念規定をどう行うかである。答えを先取りして言えば、マルクスにとって、市民社会とは「物質的な生活諸関係」として成り立つ「経済的共同体」のことである。それに対し、国家は、「観念的に独立した普遍的な人民的事項の領域」（観念的な普遍的活動領域）で成り立つ「政治的共同体」のことである。両者は対称的な位置関係にある。

そもそもマルクスが一方で、国家を「政治共同体」⁽³⁾と呼ぶのは、例えば「専制国家では政府が行う監督や全面的干渉の労働が二つのものを、すなわちすべての共同体の性質から生じる共同事務の遂行と、民衆に対する政府の対立から生じる独自の諸機能との両方を、包括している」⁽⁴⁾からに他ならない。「共同事務の遂行」とは、国家が国家であるかぎり、どのような国家形態のもとでも果たされなくてはならない必須の共同体的機能のことである。このことは、それがどれほど「民衆に対する政府の対立」と分かちがたく結ばれていようとも、国家が一つの「共同体」であることを示す強力な証拠である。他方で、マルクスは国家を「観念的」と呼ぶのだが、それは、近代の幕開けを告げる市民革命が「政治的国家を普遍的な事項として、すなわち現実的な国家として確立した」ことを受けて、「政治精神を……共同体の領域として、すなわち市民社会のあの特殊な諸要素から観念的に独立した普遍的な人民的事項の領域として、確立した」⁽⁵⁾からに他ならない。

さて、このように国家の本質認識を踏まえた上で、マルクスは市民社会を「物質的な諸生活関係」としての「経済的共同体」⁽⁶⁾ととらえる。それは、ヘーゲルが「物質的な諸生活関係の総体を一八世紀のイギリス人およびフラ

ンス人の先例にならって、『市民社会』という名のものに総括している⁽⁷⁾ことを踏まえ、マルクス自身「この市民社会の解剖学は経済学のうちに求められなければならない⁽⁸⁾」と考えていたからである。また、「不払い労働が直接生産者から汲み出される独自の経済的形態が支配・隷属関係を規定し、……この関係の上には、生産関係そのものから生じてくる経済的共同体の全姿態が築かれて、また同時にその独自の政治的姿態も築かれる⁽⁹⁾」と考えていたからでもある。

ちなみに、マルクスが語るこの市民社会は厳密な意味では近代以降の産物である。なぜなら、国家と市民社会の分離、つまり政治（領域）と経済（領域）の分離、そして前者の公的領域化、後者の私的領域化は近代以降の歴史的事態だからである。アリストテレスを振り返ってみれば明らかのように、古代の市民社会は市民共同体として政治共同体を意味し、国家と同義であった。リーデルも言うように、この場合、「市民社会は政治的支配形式つまり『国家』と同意味ないし同義語であり、両術語とも同一の概念を表している⁽¹⁰⁾」のである。つまり、経済と政治の分断線は市民共同体（ポリス）と家（オイコス）の間に引かれていたのであって、市民共同体の内部に引かれていたのではない。国家と市民共同体は公共的な政治共同体（ポリテイケ・コイノイア）として家という私的領域に対立した。これに対し、近代以降は、リーデルも言うように「市民社会」と「国家」とはまさしく相対立するものとされる⁽¹¹⁾のであって、そこでの市民社会は「支配」組織形式の欠如ないし否定によって定義される⁽¹²⁾。だから、再びリーデルの言葉を借りるなら、「市民社会」はいまや市民たる私的所有権者からなる社会、つまり人間による人間に対する政治的支配にかえて、（人格および所有権の自由という原理により）物に対する経済的支配だけがなお承認されるような社会という、脱国家的脱政治的な領域だけを指している⁽¹³⁾のである。

こうして市民社会と国家の概念的な区別と輪郭が少し明らかになった。では、両者はどのような関係にあると

考えるべきなのか。これが第二の問題である。そして、これもまた答えを先取りして言えば、市民社会は経済の領域で成立し、国家は政治の領域で成立する。両者は所有のあり方（所有形態）を媒介にして結びついている。

どの時代、どの社会でも人は「一つの生産過程を、したがって一つの経済をもっており、それは、ブルジョア経済が今日の世界の物質的基礎をなしているのとまったく同じように、彼らの世界の物質的な基礎をなしている」¹²。この「物質的基礎」である「物質的」生活を維持した仕方¹³こそ、すべての時代の現実の出発点である。近代においては、それが「市民社会」という名の下に総括されている。たとえどれほど、古代において「政治」が、また中世において「宗教」が、さらにまた近代において「物質的利害関係」が支配的なものとして現われようとも、「これらの世界がその生活を維持した仕方こそ、なぜ、あちらでは政治が、こちらではカトリック教が主役を演じたか、を説明する」¹⁴のであって、このような意味で、いつの時代にあっても、「生産条件の所有者の直接生産者に対する直接的関係……この関係こそは、つねに、われわれがそのうちに社会構造全体の、したがってまた主権・従属関係の政治的姿態の、要するにそのつどの独自の国家形態の、最奥の秘密、隠れた基礎を見いだすところのものである」¹⁵。そして、この「世界がその生活を維持した仕方」を決定的に左右するのが「生産条件の所有者の直接生産者に対する直接的関係」であり、すなわち所有のあり方、「所有形態」なのである。言い換えれば、「政治的編成はこの所有形態の強固な基礎、それが同じ形態で絶えず再生産されることに基づいている」¹⁶のである。こうした全一連の流れをマルクスは以下の文章で鮮やかに定式化している。

「社会的生産関係とそれに対応する生産様式との基礎をなす自然発生的で未発展な状態にあつては、伝統が優勢な役割を演ぜざるをえないということは、明らかである。さらに、現存の事物を法律として神聖化し、またこの事物に慣習と伝統とによって与えられた制限を法的制限として固定することは、ここでもやはり社会の支配者

的部分の利益になることだということも、明らかである。ほかのことはすべて別として、とにかく、こういう事は、現存状態の基礎つまりこの状態の根底にある関係の不断の再生産が時のたつにつれて規律化され秩序化された形態をとるようになりさえすれば、おのずから起きるのである。そして、この規律や秩序は、それ自身、どの生産様式にとつても、それが社会的な強固さをもち単なる偶然や恣意からの独立性をもつべきものならば、不可欠な契機なのである。これこそは、それぞれの生産様式の社会的確立の形態であり、したがってまた単なる恣意や偶然からのその相対的な解放の形態である。どの生産様式も、生産過程やそれに対応する社会的関係が停滞状態にある場合には、それ自身の単なる反復的再生産によってこの形態に到達する。この形態がしばらく持続すれば、それは慣習や伝統として確立され、ついには明文化された法律として神聖化される。⁽¹⁷⁾

だから、政治の本質がそのときどきの政治権力をいかに掌握し管理するかという問題であるとすれば、それはまた、結局のところ、そのときどきの世界で剰余の搾取と分配がどのように行われたかという経済の問題に帰着する。剰余の搾取と分配をめぐる一定の経済的關係を成立させる特定の所有関係こそが、政治権力の「最奥の秘密、隠れた基礎」を明らかにするのである。例えば、「ヨーロッパのどの国でも、封建的な生産は、できるだけ多くの家臣のあいだに土地を分割することによって特徴づけられている。封建領主の権力は、どの君主のそれとも同様に、彼の地代帳の長さにはなく彼の家臣の数にもとづいていたし、またこの家臣の数は自営農民の数にかかっていた⁽¹⁸⁾」のであるとすれば、「(古代ローマでは)土地所有の歴史がその隠れた歴史をなしている⁽¹⁹⁾」と言えるのである。そして、「資本主義以前のすべての生産様式のもとで高利が革命的に作用するのは、ただ、高利が所有形態を破壊し分解するからでしかない。つまり、この所有形態の強固な基礎と、それが同じ形態で絶えず再生産されることに、政治的編成はもとづいている⁽²⁰⁾」。まさに、このような事情は、近代以降の市民社会と国家の関係

においても等しくあてはまる。

さて、市民社会と国家が分離した背景には、特殊の利害と共同的利害の分裂という近代特有の歴史的事態が潜んでいる。

近代において、「特殊の利益と共同の利益との矛盾から共同の利益は国家として——現実的な個別のおよび総体の利益から切り離されていると同時に幻想的な共同性として独立した——形態をとるようになる」⁽²¹⁾。特殊の利益は市民社会によって担われ、共同的利益は国家によって担われるようになるが、市民社会が後にみるように階級対立を内包する社会である以上、国家としての「普遍」的利益と言ったところで、それはあくまで幻想上の共同利害にすぎない。国家はあくまで「幻想共同体」⁽²²⁾として存在するのである。「しかし、国家の観念主義の完成は、同時に、市民社会の物質主義の完成でもあった」⁽²³⁾とマルクスは言う。

ここで言われている「市民社会の物質主義」とはなにか。それは、一方で、市民社会の精神が利己主義であるという事実を指す。

マルクスによれば、「市民社会の精神」とは、「すなわち利己主義の領域、万人の万人に対する戦いの領域の精神」⁽²⁴⁾であり、「市民社会の成員である人間」とは、「利己的な人間」のことである。利己主義が市民社会の精神であり、利己の人間という市民が市民社会の物質主義の核心であり、「いまや政治的国家の土台であり前提である」⁽²⁵⁾。

では「国家の観念主義」とはなにか。それは、他方で、政治的国家の基礎が幻想のうえに成り立つ共同的利害であるという事実を指す。

マルクスによれば、「絶対王制において……政治的生活と市民社会との分離は完成された」⁽²⁶⁾が、こうして成立した「政治的国家は家族と市民社会との抽象である」⁽²⁷⁾。それは公的な領域が私的な領域から切り離されたことを意味

し、前者が国家として、後者が市民社会として自立したことを意味する。

以下の点も追加的に引用しておく価値がある。すなわち、このようにして「完成した政治的国家は、その本質上、人間の類的生活であって、彼の物質的生活に対立している。この利己的な生活のいっさいの諸前提は、国家の領域の外に、市民社会の中に、しかも市民社会の特性として存続している。政治的国家が真に発達をとげたところでは、人間は、ただ思考や意識においてばかりでなく、現実において、生活において、天上と地上との二重の生活を営む。すなわち、一つは政治的共同体における生活であり、そのなかで人間は自分で自分を共同的存在だともっている。もう一つは市民社会における生活であって、そのなかでは人間は私人として活動し、他人を手段とみなし、自分自身をも手段にまで下落させて、ほかの勢力の玩弄物となっている。²⁸⁾」

そもそも「国家は公生活と私生活との矛盾、普遍的利益と特殊の利益との矛盾に基礎をおいている。……市民社会のこの分裂性、この卑劣さ、この奴隷状態こそ、近代国家を支えている自然的基礎(である)」。それはちょうど、奴隷制の市民社会こそ、古代国家を支えている自然的基礎だったのと同様である。²⁹⁾」

結局「国家そのものの抽象化は、私的生活の抽象化がもつばら現代の特徴なのであるから、もつばら現代の特徴をなしている。政治的国家の抽象化は、現代の産物である。³⁰⁾」

以上をまとめてみれば、

	その本質	その領域	その利害	その精神
国家	政治的共同体	政治の領域(公的領域)	共同的利害を代表	幻想的な共同利害(観念主義)
市民社会	経済的共同体	経済の領域(私的領域)	特殊の利害を代表	利己主義(物質主義)

II 市民社会と国家の歴史的分離

すべての歴史は階級闘争の歴史であるとマルクスは言うが、そのマルクスにあってさえ、すべての階級闘争が等しく同じ社会的帰結をもたらすと認識されていたわけではない。階級闘争の歴史の中で近代の市民革命だけが、市民社会と国家の歴史的分離を完成させ、社会革命を引き起こす。これに対し、市民革命以外の階級闘争は、市民社会と国家の歴史的分離を引き起こすことなく終わった。

(1) 古代ローマ

第一に、古代ローマの場合を見てみよう。市民社会の全体的利害の担い手を欠いた場合、階級闘争は社会革命に結びつかない。そのことを如実に示するのが古代ローマの事例である。古代ローマ社会の基本的な階級関係は、債務関係を通じて形成されている。平民が債務奴隷に没落し、貴族がそれを踏台にして豊かになっていったのも直接には戦争を契機とした債務関係の進展によるところが大きい。「戦争によってローマの貴族は平民を破滅させ、彼らに軍務を強制し、軍務は彼らの労働条件の再生産を妨げ、したがって彼らを貧しくした（そして貧困化、再生産条件の萎縮または喪失がここでは優勢な形態である）……こうして平民を自分の債務奴隷にした。カール大帝の治下ではフランクの農民がやはり戦争によって没落させられ、彼らは債務者から農奴になるよりほかはなかった。周知のようにローマ帝国では、飢饉のために自由民が子供や自分自身を奴隷として富者に売り渡さざるをえなくなるといことが、しばしばあった。」³¹

だから、古代ローマの階級闘争は、まずなによりも債務関係の形式のなかで行なわれる。「たとえば、古代世界

の階級闘争は、主として債権者と債務者との闘争という形で行なわれ、そしてローマでは平民債務者の没落で終わり、この債務者は奴隷によって代わられるのである。中世には闘争は封建的債務者の没落で終わり、この債務者は彼の政治権力をその経済的基盤とともに失うのである⁽³²⁾。」

ところが、マルクスはこうした「貨幣形態——債権者と債務者との関係は一つの貨幣関係の形態をもっている——は、ここでは、ただ、もっと深く根ざしている経済的生活条件の敵対関係を反映しているだけである⁽³³⁾」と云うのである。

彼はエンゲルスに宛てた手紙の中で、次のように述べている。「僕は少し前からもう一度ローマ（古代）史をアウグストゥスの時代までよく調べてみた。国内の歴史は、明らかに、小土地所有と大土地所有との闘争に帰着する。もちろん、奴隷制の諸関係によって独得に変形されてはいるが。ローマ史の起源以来あんなに大きな役割を演じている債務関係は、ただ、小土地所有と原因を同じくする結果として現われているだけだ⁽³⁴⁾。」

債務関係という階級闘争の表層の裏に「小土地所有と大土地所有との闘争」をマルクスは見ていたのである。共同耕作が崩れるなから私的領有や私的所有が生まれ、それが土地所有を大土地所有と小土地所有に両極分解させる傾向を歴史に生み出したことは、「農耕共同体」および「第二次的構成の共同体」の発展（後者は奴隷制や農奴制を伴う場合がある）を貫く一般原理としてマルクスが確認するところでもある⁽³⁵⁾。この両極分解の傾向こそ、どれだけ「奴隷制の諸関係によって独得に変形されてはいる」としても、古代ローマ社会を貫く本質的矛盾である。この指摘は、奴隷制を古代ローマの主要矛盾とする歴史理解への重大な異議申し立てを意味することになる。ここから、次のような認識も生まれる。

「古代ローマでは、階級闘争は特権的な少数者の内部で、すなわち自由民の金持と自由民の貧乏人とのあいだ

でおこなわれただけであって、他方、住民の大多数をなす生産者、すなわち奴隷は、それらのあいたたかう人々のための受動的な踏み台にすぎなかった、ということがそれである。ローマのプロレタリアートは社会の費用で生きていたが、近代社会は、これに反して、プロレタリアートの費用で生きている、というシスモンディの名言を彼らは忘れていた。このように、古代の階級闘争と近代の階級闘争とは物質的・経済的諸条件がまったく違っているのだから、その階級闘争の生んだ政治的人物のあいだにも共通点などあるはずがないのは、ちょうどカンタベリー大監督と司祭長サムエルとのあいだになんの共通点もないのと同じである。⁽³⁶⁾」

古代の階級闘争についての物質的諸条件を近代の階級闘争についてのそれと同一視できないことをマルクスは指摘しているのである。まさに、この物質的諸条件の違いこそ、近代と前近代とを分ける分水嶺である。古代や中世の階級闘争が社会構造の根本的な転換と結びつかないこと、近代においてのみ、階級闘争は市民革命を通じて、市民社会の成立、国家と市民社会の分離をもたらしたこと、こうした認識がここには含まれているのである。

(2) 近代スペイン

第二の歴史的事例は近代スペインである。マルクスは当時彷彿として歴史の表舞台に登場してきたスペインのブルジョア革命の動きに呼応して、スペイン史について一連の研究を発表した。そのなかで、彼はスペインで絶対主義権力の確立したあとも都市に「中世スペインの自由」が残り、絶対主義が通常もたらすはずの中央集権化が妨げられているのはなぜかを問題にする。

その答えとなる次の一節には、ヨーロッパにおける封建制から市民社会への移行が鮮やかに定式化されている。「それに答えるのは、むずかしいことではない。争い合っていた封建階級——貴族と都市市民——の没落に踵を接して、大君主国がいたるところに樹立されたのは一六世紀のことであった。しかしヨーロッパの他の大国家で

は、絶対君主制が、文明開化の中心として、社会統一の創立者として、姿を現わしているのである。そこでは絶対君主制は実験室であり、そのなかで社会の諸要素が混合され作用させられて、その結果、諸都市が、中世の地域的な独立と主権とを中間階級の全般的統治と市民社会の共同支配とにとりかえることができるようになったのである。スペインでは、逆に、貴族が最も有害な特権を失わずに衰退してしまった一方、諸都市は近代的な意義を身につけずに中世的権力を失ったのである。³⁷⁾

スペインを除くヨーロッパの脱「中世」の道筋としてマルクスが想定しているのは、「封建階級——貴族と都市市民——」が没落して、中世の地域的な独立と主権が否定されることであり、それに代わり、「中間階級の全般的統治と市民社会の共同支配」とが生まれてくることであり、そうした二つの歴史的成果をもたらすうえで、「絶対君主制が文明開化の中心として、社会統一の創立者として、姿を現わしている」ことである。ところが、「スペインの絶対君主制は、ヨーロッパの絶対君主制一般と表面だけは似かよっているが、むしろアジア的統治形態と同一の部類に入れるべきもの」であって、「スペインは、トルコと同様、名目上の主権者をいたなく、悪政下の諸共和国の集合体にとどまった」³⁸⁾。だから、スペインでは、「国民的規模での分業および国内の交易の多様化から生じてくる共通利益の成長——一元的行政組織と一般法の原則をつくりだすことのできる真の基礎³⁹⁾——」を生み出すことができず、この「東洋的専制政治は、自己の利害に直接に対立したときにだけ地方自治を攻撃したが、自治制度が何かをするという責務を自分の肩からとりのぞいてくれ、平素の行政の間をばういてくれるあいだは、喜んでその存続を許したのである」⁴⁰⁾。結果的に「中央集権化が一度も根をおろすことができず」、「都市の(中世的)自由が多かれ少なかれ生き残っている」ことになったのである。

ここでは、「この国の地勢」という自然的要因や、「歴史的には各州がムーア人の支配から解放をかちとって独

立の小国家を形成したときの個々のやり方によって発展させられた社会の多様性」という歴的要因が大きな意味をもち、支配階級が封建階級から中間（ブルジョア）階級へと歴史的に移行する上で決定的な影響力を発揮したことが示されている。

(3) イギリス革命

第三の事例はイギリス革命の保守性である。マルクスが提起した問題は、次のように具体的で簡潔である。「ブルジョア社会がイギリスではフランスよりも長く立憲君主制の形をとって発展してきたのはなぜか」⁽⁴⁾。ブルジョア革命のイギリス的特殊性が問われているのである。

マルクスによれば、その答えはイギリス革命がフランス革命と決定的に違って、保守性をもっていたことにある。すなわち、「イギリス革命の保守性の謎は、ブルジョアジーが大土地所有者の大部分と結んでいた長期にわたる同盟で説明できる。この同盟はイギリス革命をフランス革命から本質的に区別するものである。というのは、フランス革命は、土地の細分によって大土地所有を廃絶したからである。ブルジョアジーと結びついていたこの大土地所有者階級——もっとも、彼らはすでにヘンリ八世の治下に発生していたが——は、一七八九年のフランスの封建的土地所有とは違って、ブルジョアジーの存立条件とは矛盾せずに、むしろこれと完全に調和していた。彼らの土地所有は実際、封建的所有ではなくて、ブルジョア的所有であった。彼らは、一方では、マニユファクチュアの経営に必要な人口を産業ブルジョアジーに用立てたし、他方では、商工業の状態にふさわしい発展を農業に与えることができた。だから彼らはブルジョアジーと利害をともし、ブルジョアジーと同盟していたのである」⁽⁵⁾。

大土地所有者である貴族が封建的貴族から、「ブルジョアジーと利害をともし、ブルジョアジーと同盟」する

ような近代的統治階級としての貴族に変身できたことが鍵である。あるいは、ブルジョアジーが封建貴族を屈服させ、ブルジョアジーとの妥協を余儀なくさせるまでに成功したことが鍵である。事態の展開の帰趨を決定したのがイギリス革命における議会と国王の闘争である。「王権が議会に屈服したことはある階級の支配に王権が屈服したことだ……チャールズ一世と議会との闘争全体で問題なのは、……純政治的な特権（である）……議会とこれに代表される階級とがなんのためにこの特権を必要としているのか……チャールズ一世が自由競争に直接干渉し、この干渉のためにイギリスの商業がますますやりきれなくなったこと、あるいは、チャールズ一世が議会に反抗しようとすればするほど、引きつづく財政難の結果、彼はますます議会に依存するようになったということ」、これである。⁽⁴³⁾

この王権と議会の闘争という歴史のなかには、イギリス革命を独自に特徴づける宗教的な色彩を帯びた特殊な局面、共和制の出現と復古王政の倒壊という時期がある。この局面を分析して、マルクスはそれが提起している問題が「宗教的な運動とブルジョア社会の発展との関連」の問題であることを探りだしている。

「絶対君主制から立憲君主制への推移はどこでも、激烈な闘争がおこなわれ共和制をとったのちにはじめて生じるのであって、その場合ですら、旧王朝は役にたたないものとして、寡奪者のな傍系に席を譲らざるをえない」のであり、「イギリスの復古王政の倒壊については、いくつかの「直接的原因」がある。「その原因とは、宗教改革によって成立した新しい大土地所有者のカトリック教の復興にたいする恐怖であった。カトリック教が復興すれば、彼らはもちろん、自分たちの略奪してきたかつての教会領をみなはきださねばならなかったであろう、すなわち、イングランドの土地全体の一〇分の七は所有者を変えたことであろう。また自分たちの商売にはすこしも適しないカトリック教にたいする商工業ブルジョアジーの危惧も直接の原因であつたし、ステュアート家が

自分の利益と宮廷貴族の利益のためにイギリスの商工業全体をフランス政府に、すなわち、その当時イギリス人と危険な、かつ多くの点で勝利に満ちた競争をおこなっていた唯一の国の政府に無頓着に売り渡していたこと、等々もそうであった。⁽⁴⁴⁾」

マルクスは階級闘争が宗教的外観をとって闘われていた歴史的時代を、その背後に潜む現実的動機を暴露すること、白日のもとに晒すことに成功している。

階級闘争の宗教的外観について言えたことは、その政治的外観についても言える。宗教的な運動とブルジョア社会の発展とが関連性をもっていたのと同じように、政治的な体制はブルジョア社会の発展と密接な関連をもっていた。

「立憲君主制が確立されるとともにはじめてイギリスにおけるブルジョア社会の大規模な発展と変革が始まる。⁽⁴⁵⁾」

「立憲君主制のもとではじめてマニユファクチュアは未曾有の展開を見せ、ついで、大工業、蒸気機関、巨大工場に席を譲る。住民中のいくたの階級が姿を消し、新しい存立条件と新しい欲求とをそなえた新しい階級がその代わりに現われる。新しい、もつと巨大なブルジョアジーが生まれる。古いブルジョアジーがフランス革命をたたかうのたいし、新しいブルジョアジーは世界市場を手に入れる。彼らはきわめて強大になり、選挙法改正法案が直接の政治権力を彼らの手に与えるまえに、すでに彼らの反对者を強いて、ほとんどもっぱら彼らの利益、彼らの欲求に従って法律を發布させる。彼らは議会という自分たちの直接の代表機関を手に入れ、これを利用して、土地所有に残っていた実権の最後の残存物を破壊しようとする。最後に、現在彼らは、ギゾー氏が感嘆おくことのできないイギリス憲法の美しい建物を根こそぎ破壊しようといけんめいになっているのである。⁽⁴⁶⁾」

イギリス革命とイギリスのブルジョア階級の歴史的特徴はフランスとの比較を通して明らかになる。マルクスはエンゲルス宛の手紙でティエリ著『第三身分の形成と進歩の歴史』（一八五三年）を批評しているが、そこで彼が注目した点は以下の二点である。第一に、イギリスのブルジョアジーが「商業と工業によって勢力をえた」のにたいし、「フランス・ブルジョアジーは最初から、少なくとも都市が台頭してからは、彼らが議会、官僚等々として構成されたこと」である。しかも、「このことはもちろん今日のフランスにとっても、なおかつ特徴的だ」とされている。官僚支配をその特色とするボナパルティズムの歴史的根拠をマルクスはここで示唆している。第二に、フランスのブルジョア「階級が、その時々……さまざまな形態」を取ること、また、「その諸形態のおかげで勢力をえたさまざまな分派が衰滅していく間に、（独自に）成長」していくこと、こうしたことがフランス・ブルジョア社会の特殊性を理解する鍵とされている。⁴⁷ こうした指摘は、ブルジョア階級だけでなく、彼らによって遂行される階級闘争の国民的特殊性を考えていくうえで、きわめて示唆に富んでいる。

以上見たように、近代の市民革命の意義（マルクスの言う「政治革命」）は、それ以外の階級闘争との比較の中で、いやが上にも明らかとなる。古代ローマの場合、「階級闘争は特権的な少数者の内部で、すなわち自由民の金持と自由民の貧乏人とのあいだでおこなわれたただであって、他方、住民の大多数をなす生産者、すなわち奴隷は、それらのあいたたかう人々のための受動的な踏み台にすぎなかった」。それは、古代ローマにおける市民社会がいうまでもなく、自由民のものであったからであり、奴隷（直接生産者）はそこから排除されていたからである。事情は農奴を市民社会から排除したヨーロッパ中世も基本的には同じである。直接生産者を排除する市民社会では、直接生産者といっても、それはそもそもの出発点からして物質的生活条件の全体的利害を代表する資格を欠いていたわけである。

これに対し、スペインの場合、近代は不完全だった。すなわち、ここでは「中世の地域的な独立と主権とを中間階級の全般的統治と市民社会の共同支配にとりかえる」という近代的成果はとうとう達成されることなく終わった。それは近代スペインが社会の統一的な共同利害を生み出すことに成功しなかったからであり、その限りで市民社会の自立も、そこからの政治的共同体（＝国家）の分離も真の意味では行われえなかったからである。近代の市民革命だけが、階級闘争を社会の構造的転換と結びつける。市民革命はユニークな階級闘争だったのである。

以上をまとめてみれば、

古代ローマ	直接生産者（奴隸）は市民社会から排除 市民社会は階級対立により分裂 市民社会は全体的利害の担い手を欠く
近代スペイン	地域的な独立と主権が残存、統一的な共同利害の不在 中間階級の全般的統治と市民社会の共同支配が未成立
イギリス革命の保守性	ブルジョアジーと大土地所有階級（ブルジョア的所有）の同盟

III 社会関係と国際関係

(1) 社会関係

市民社会と国家の歴史的分離により、経済活動はもっぱら前者において、政治活動はもっぱら後者において営まれるようになる。この領域的な機能分化の下で、経済領域となった市民社会の内部にも、二つの相異なる社会状態が生み出される。社会的分業における無政府状態と、作業場内での専制状態である。すなわち、このような「資本主義的生産様式の社会では社会的分業の無政府とマニユファクチュア的分業の専制とが互いに条件になり合う」⁽⁴⁸⁾ 関係が生まれるのである。

これに対し、近代以前の、市民社会と国家の分離が未完成の社会では、「一方では社会的労働の計画的で権威的な組織の姿を示しながら、他方では作業場のなかでの分業をまったく排除するか、またはそれをただ矮小な規模でしか発展させないか、または散在的偶然的にしか発展させない」⁽⁴⁹⁾。

この二つの社会状態は、市民社会の中のそれぞれ独自の関係原理に立脚している。すなわち、一方で社会的な無政府状態は、「物象的依存関係の上に築かれた人格的独立性」⁽⁵⁰⁾ という原理の上に、近代社会の公的領域を特徴づけるものとして現われるとすれば、他方で作業場内の専制状態は、「兵营的な規律」をうたいあげた「工場法典のなかで労働者に対する資本の専制」⁽⁵¹⁾ という原理の上に、近代社会の私的領域を特徴づけるものとして現われる。いま、二つの原理が適用される市民社会のそれぞれの領域を区別するため、便宜上、前者を市民社会の公的領域、後者を市民社会の私的領域と呼ぶことにする。

まず近代市民社会の公的領域から見よう。

社会関係の歴史的形態としてマルクスが想定するのは、以下の三段階である。

第一段階は人格的依存関係である。これは「諸個人を結びつける共同体——家父長的関係、古代の共同体、封建制度、ギルド制度——の力」が大きいとき、すなわち、「交換手段がいまだに直接的な労働生産物の性質や交換者の直接的諸必要とかわりあい」が大きいとき、つまり「社会的な力を交換手段がもつことが少ない」とき、社会が必要とする形態である。⁽⁵²⁾ここでは「人的従属関係が、与えられた社会的基礎をなしている」のであって、「生産条件の所有者の直接的生産者にたいする直接的関係」（つまり「所有関係」は直接に「変装」されることなく）社会的な支配・隷属関係として現われる。近代以前の社会構造がこれにあたる。

これに対し、第二段階は物象的依存性のうえに築かれた人格的独立性（その背後に埋め込まれた支配関係）の関係である。近代社会はここから始まる。ここでは、「人的従属関係」が「物と物との社会的関係に変装されて」現われる。⁽⁵³⁾「相互に対して無関心な諸個人の相互的で全面的な依存性」⁽⁵⁴⁾は市場における交換を通して実現される。個人の社会性は物象の交換を通して初めて事後的に実証されるのである。ここでは「物象的従属関係」が「与えられた社会的基礎をなしている」⁽⁵⁵⁾のであるから、「生産条件の所有者の直接的生産者にたいする直接的関係」⁽⁵⁶⁾（つまり「所有関係」）は「貨幣関係」⁽⁵⁷⁾に媒介され、「労働という商品をもっている対等で独立な商品所持者どうしの、自由な契約関係」⁽⁵⁸⁾であるかのような外観をとる。近代社会はこうした二重性を歴史的な特徴としている。

第三段階は諸個人の普遍的な発展のうえに築かれた、また諸個人の共同体的、社会的生産性を諸個人の社会的機能として服属させることのうえに築かれた自由な個性が花開く社会である。これはマルクスの思い描く、ある種のユートピアである。

つぎに近代市民社会の私的領域に目を移してみよう。

ここでは、直接的な支配・従属関係である權威的關係が成立している。エンゲルスが言うように、權威とは、ある者の意志が他の者の意志に押しつけられる究極の根拠であり、この意志が一人の代表者によって代表される場合が専制である。これは先に見た社会関係の歴史的形態の第一段階、つまり人格的依存関係である。これを皮肉ってマルクスは「よそではブルジョアジーがあんなに愛好する分権もそれ以上に愛好する代議制もなしに、私的法律として自分かつてに定式化している」と呼ぶが、それはなによりもこの人格的依存関係に基づく支配・従属関係が、それを超えたはずの第二段階の社会形態のただ中で、その適用を拒否して存続しているからに他ならない。再びエンゲルスの言葉を借りるなら、まさに「工場の門には、ここにはいるものは、いっさいの自治を捨てよ！」と書くことができる」⁽⁹¹⁾のである。

つまり、近代の市民社会では、私的領域と公的領域とでまったく異なる社会関係原理が支配していることになる。前者では人格的依存関係のうえに築かれた支配・従属関係が支配的であり、後者では物象的依存関係のうえに築かれた人格的独立性の關係が支配的であり、それにより同じ市民社会でも領域によって異なる外観が与えられる。

以上をまとめてみれば、

市民社会		社会状態	社会関係
その公的領域	無政府状態	専制状態	物象的依存関係の上に築かれた人格的独立性
その私的領域			直接的な支配・従属関係である權威的關係

(2) 国際関係

さて、国家に關しても、市民社会と同様、そこに二つの原理が潜んでいる。国際関係における無政府性と、国内統治における専制（あるいは民主制）である。一方は、主権を有する独立国家どうしの対外的関係、つまり主権の独立の外交関係であるのに対し、他方は、主権が及ぶ領域での国内的な政治体制、一国の対内的関係、つまり国家と公民との間に成立する支配・従属の統治関係である。この二つの相異なる国家原理が適用される場合は、市民社会が私的領域と公的領域に区別されたのと同じく、対内的領域（国内）と対外的領域（国外）という別個の場である。これに伴って、現代の国際政治学では、国家の主権も対内主権と対外主権に分けて理解されている。⁽⁶²⁾

国家の対内関係は市民社会に対する権力支配に基づいている。その意味で、国家は、合理性、計画性、權威性、組織性、暴力性に裏打ちされた国内統治機構として存在する。この意味での国家は国内の政治的秩序を守るためのものであって、国家意志を国民に押しつける權威的存在である。たとえ、「この意志が一人の代表によって代表されるにせよ、関係者の大多数の執行を委託された委員会全体によって代表されるにせよ」、⁽⁶³⁾一定の従属を人々に強いる至高の權威が国家に備わっていることは、これを認めないわけにはいかない。国家は、けっして無政府性や恣意性、管理なき自治などに任されてはならないのであって、最高の権力主体（主権的存在）として、秩序ある權威的統治機構として存在する。この国家が国内に向ける顔（領域支配）は、国家の主権の源泉であり、国際関係の担い手たる国家の究極の存在理由である。現代風に言えば、「対内主権とは、その領域・人口内にある他のすべての権力に優越する最高権力を意味する」⁽⁶⁴⁾。

これに対し、国家の対外関係の基礎は、その対内関係の場合とはまったく異質である。「対外主権とは〔国際関係における〕最高権力ではなく、外部権力から独立していることを指す」⁽⁶⁵⁾からである。現代国際政治学のある論

者が言うような、主権を有する独立国家の相互関係（主権国家システム）とは、物象的依存関係（それは通商や通信をはじめとするグローバルな物質的国際関係のことであって、主権諸国家の間に「共通利益や共通価値」あるいは「共通規則体系や共通制度」を生み出す）のうえに築かれた主権的独立国の関係である。こうした主権国家が集まって「国際システム」を形成し、今日では主権国家以外の非国家集団や個人といった行為主体（ただし、彼らはいかに国際的であろうとも国家主権に服さざるをえない）も巻き込みつつ「世界的な単一政治システム」ないし「世界政治システム」を形成する。そこでの関係のあり方を概念規定すれば「国際的無政府状態」（H・ブル）であろう。こうした状態を背景に展開されるのが、マルクスの言葉を借りれば「全地球を舞台とするヨーロッパ諸国の商業戦」であり、歴史を貫く領土獲得戦争であり、文化的影響力をめぐる戦争であり、政治的外交的駆け引きであり、情報戦である。その中で達成されるのが、ある場合には「勢力均衡」であり、ある場合には「力の優越」「覇権的支配」である。以上をまとめてみれば、

国家	国家（間）状態	国家（間）関係
その対外的領域	無政府状態	主権（対外主権）に基づく独立性
その私的領域	専制状態（領域支配）	権力支配（対内主権）

IV 市民社会と階級国家

市民社会と資本主義社会の概念的な関連性が問題となる。厳密に言えば、資本主義社会とは「資本主義的生産様式が支配的に行われている諸社会」のことである。他方、市民社会が「法的諸関係ならびに国家諸形態」とは区別された「物質的な諸生活関係の総体」を指すことは、先に見たとおりである。この二つの規定は、マルクスにあっても、また、現実にあっても、互いに矛盾し合うものではなく、同一の実体（社会）の二つの側面を表現する。当然のことかもしれないが、社会の「物質的な諸生活関係」が与えられなければ、「資本主義的生産様式が支配的に行われる」ための場は想定できないからであり、「法的諸関係ならびに国家諸形態」を「物質的な諸生活関係の総体」から区別しなければ、「資本主義的生産様式が支配的に行われている諸社会」がなぜ、またいかにして、それに対応（あるいは対抗）する「法的諸関係ならびに国家諸形態」を必要とするかを、理解することはできないからである。これは社会構造をどのような視点から眺めるかによって、同一の社会が受ける規定の違いである。同じことは、社会的な行為主体の側からも言えるのであって、社会の支配的な担い手を階級という視点で眺めたとき、そこに彼らの活動の場である資本家的社会（資本主義社会）が与えられ、市民という視点で眺めたとき、そこに市民社会が与えられる。しかも、社会的人間は、あるときは階級として、あるときは市民として、同時代にその社会的生を生きていかなければならないから、この場合も、社会構造の二重の規定と同様、社会的行為者は市民と階級という二重の規定を受けることが可能であり、不可避である。

さて、すでに見たように、市民社会では二つの社会的関係原理が確認された。すなわち、その私的領域を支配

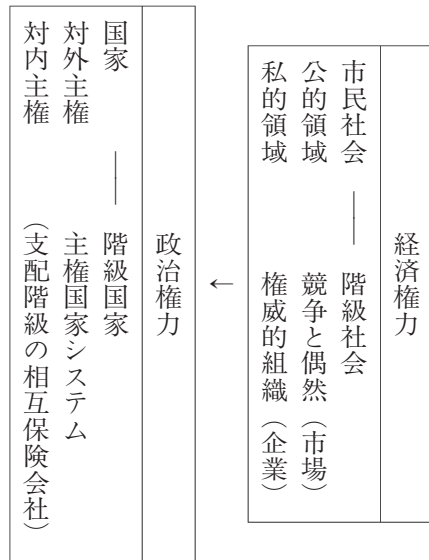
する「人格的依存関係にもとづく權威的な支配・従属関係」と、その公的領域を支配する「物象的依存関係にもとづく人格的独立性」である。前者のもとで、階級関係は權威的組織を通して現実のものとなる。企業という私的領域での経営者と従業員の関係を考えてみれば、それはよく分かる。他方、後者のもとで、階級関係は競争と偶然の陰にその支配・従属関係の本質を隠している。市場という公的領域で消費者が享受する自由の仮象を考えてみれば、それはよく分かる。つまり、市民社会の二つの領域、そこを貫く二つの原理、それによって与えられる階級的現実の異なる外観が浮かび上がるのであって、こうして近代社会は市民社会と資本主義社会の二重性を生きたのである。

こうした二つの社会原理の下で「物質的な生活諸関係の総体」が営まれる。この市民社会で経済力を握った人口集団が経済的な支配階級となる。経済力を支配する階級は、市民社会を超えて政治共同体である国家にもその影響力を及ぼそうとする。政治権力を握ることが市民社会の階級的秩序を維持し、再生産するための死活問題だからである。それに成功したとき、すなわち、経済権力の担い手が政治権力をも獲得したとき、国家は安定した社会的基盤を確保したことになり、社会は安定した政治的表現を獲得したことになる。マルクスが言うように、「もっともよい国家形態とは次のようなものである。その形態内では社会的対立があいまいにされないような、またその対立が力づくで、すなわちただ人為的に、つまりただ外見上で拘束されることのないような、国家形態である。もっともよい国家形態とは、社会的対立をして自由な闘争をさせ、それによって解決に到達させる、そういう国家形態である。」⁽⁸⁾「ここにおいて、同時に市民社会である資本主義社会は、政治共同体である階級国家のうち自己の政治的利害の追求の場を安定的に確保したことになる。以上をまとめてみれば、

(1) 国家と権力

すでに見たように、経済的権力と政治的権力との区別、これがマルクス階級国家論を理解する基本的前提である。「要するに、一方では所有の権力、すなわち所有者の権力、他方では政治的権力、すなわち国家権力と、二種類の権力があるわけである」⁽⁶⁹⁾。

政治権力に対比された経済権力とは、国家権力に対応する市民社会の権力のことであり、それはすなわち所有を通じて社会の権力を握った者、つまり所有者の権力のことである。だが、市民社会の権力を握る者と政治権力を握る者が一致するとは限らない。ブルジョアジーが政治権力をまだ掌握していない当時のドイツの場合のよ



うに、「所有が政治権力をにぎっているのではなく、むしろ政治権力によって、たとえば専断的な租税によって、差押えによって、諸特権によって、工業および商業への官僚制のわずらわしい干渉などによって、苦しめられている、ということ」⁽⁷⁰⁾がありうる。この場合、「いいかえれば、ブルジョアジーはまだ階級としては政治的に構成されていない。国家権力は、まだ彼ら自身の権力ではない。(これに対し)ブルジョアジーがすでに政治権力を獲得し、政治的支配が個々のブルジョアジーのその労働者にたいする支配ではなく、ブルジョア階級の全社会にたいする支配にほかならない諸国では」、政治権力の担い手と経済権力の担い手とは基本的に一致している。つまり、所有を通じて社会を支配する階級は、政治権力を掌握している階級と一体である。そのような先進諸国で発展している「今日のブルジョア的所有関係は、ブルジョアジーがその所有関係を守るために組織した国家権力によって『維持』されている」⁽⁷¹⁾。

国家権力は社会権力を「維持」することはできても、「つくりだす」ことはできない。社会権力のあり方は所有関係をめぐる社会的対立の歴史的な結果である。国家はその結果を受けて、それを固定化するだけである。だから、国家権力に対して社会権力は相対的自立性を持つ。

(2) 法と秩序

同様に、国家が所有関係を創り出すのではない。国家は市民社会が創り出した所有関係を維持するにすぎない。これが、マルクスの基本認識であった。法律と現実的秩序との関係も同様である。マルクスは『資本論』で次のように述べている。ある社会的関係が暴力によってであれ、平和裏であれ、現実形成され、それが持続するべきものならば、次の瞬間に「社会的な強固さをもち単なる偶然や恣意からの独立性をもつべきもの」とならなければならない。このことは、「現存状態の基礎つまりこの状態の根底にある関係の不断の再生産が時のたつにつれ

て規律化され秩序化された形態をとるようになりさえすれば、おのずから起きるのである」が、そうした現実が与えられれば、「現存の事物を法律として神聖化し、またこの事物に慣習と伝統とによって与えられた制限を法的制限として固定」しようという社会的要請が生まれてくるのは当然である。「どの生産様式も、生産過程やそれに対応する社会的関係が停滞状態にある場合には、それ自身の単なる反復的再生産によってこの形態に到達する。この形態がしばらく持続すれば、それは慣習や伝統として確立され、ついには明文化された法律として神聖化される。」⁽⁷²⁾

法律は現実の関係を創造するのではない。それを追認するのである。だとすれば、「現存の事物を法律として神聖化し、またこの事物に慣習と伝統とによって与えられた制限を法的制限として固定することは、ここでもやはり社会の支配的部分の利益になることだということも、明らかである」⁽⁷³⁾。法的に追認するべき現実の関係が社会の階級的利害の影響下にあるのなら、法律が階級的利害の一定の枠組みを基本的に越えることができないのは当然ともいえる。法律は一旦形成された社会的秩序を「単なる偶然や恣意からの独立性をもつべきもの」として「固定化」し、「神聖化」するにすぎない。この点は、憲法を論じたマルクスの次の一節からも十分に読み取ることができる。

「従来憲法というものは、社会の変革過程がある休止点に達し、新しく形づくられた階級関係が確立してしまい、支配階級内で抗争する諸分派がある妥協点を見つけて、それにより彼ら相互間の闘争をつづけながらも同時に、疲労しきった人民大衆を闘争から締め出しておけるようになった場合には、はじめて作成され採用されたのであった。」⁽⁷⁴⁾

(3) 官僚

執行権力の肥大が官僚を生み出すのであって、その逆ではない。その歴史的背景もさまざまである。マルクスが当時目にしていたのは、フランスの分割地所有であり、都市における議員、官僚等々として構成されたフランス・ブルジョアジーの歴史的特殊性⁽⁷⁵⁾であった。

『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』では、官僚支配を支える「基礎」が強調されている。⁽⁷⁶⁾それによると、「国の全表面にわたる諸関係と人間の様な水準」の創出が官僚支配のための第一の基礎である。そのことが、「最高の一中心から、この様な大衆のあらゆる部分にむかつて一様にはたらきかけることを可能にする」からである。第二は、「人民大衆と国家権力とのあいだの貴族的な中間段階を減ぼす」ことである。そのことにより、「あらゆる方面で、この国家権力の直接の干渉と、その直属諸機関の介入とをまねく」ことが可能となるからである。最後に、「国家の官職を追いもとめ、国家の官職の製造をそそのかす」社会的動機が存在することである。これらの基礎はすべてフランス社会に特有で支配的な「分割地所有」が生み出した。こうした「基礎」ないし条件のもとで、官僚（この「一つの人工の種姓（カースト）」が「社会の現実の諸階級」と並んで出現する。

こうした条件が満たされたうえで、さらに、政府活動の場が創り出されなければならない。本来なら市民社会のものであった活動分野が政府活動の分野とされ、そこが官僚活動の固有の領域として囲い込まれる。フランスのケースで言えば、「国家機構内部の分業は、市民社会内部の分業が新しい利害集団を、したがってまた国家行政のための新しい材料をつくりだすにつれて、拡大していった。村の橋や校舎や公有財産から、フランスの鉄道や国有財産や国立大学にいたるまで、およそ共通の利害はたちまち社会から切り離されて、より高い、一般的な利害として社会に対立させられ、社会成員の自主活動の範囲からはずされて、政府の活動の対象とされた。」⁽⁷⁷⁾こうして、「国家は完全に自立化し……国家機構は、市民社会に対抗して自分の足場をしつかり固めた」⁽⁷⁸⁾のである。

だから、肥大化した国家機構、肥大化した官僚や中央集権は官僚支配と市民社会の抑圧をもたらす。「フランスのような国、執行権力が五〇万以上の人間からなる官吏軍を支配し、したがって、おびただしい数の利害と生存をつねに絶対的に左右している国、国家が市民社会を、その生活のもっとも広い発露からそのもっともささやかな動きにいたるまで、そのもっとも一般的な存在様式から個々人の私生活にいたるまで、からめとり、統制し、処分し、監督し、後見している国、この寄生体（国家）が異常な中央集権化によって、あらざるところなく、知らざることなきものとなって、いよいよ急速な運動力と弾力を獲得しているのに、現実の社会体は、それにひきかえ、たよりなく非自立的で、ばらばらでまとまりがない点で、右の寄生体と好個の対照をなしているような国、こういう国では、国民議会が同時に国家行政を簡素化し、官吏軍をできるだけ減らし、最後に、市民社会や世論に、政府権力から独立した独自の機関をつくらせないかぎり、国民議会は、大臣の任免を左右する力を失うとともにいっさいの現実の影響力を失うということは、すぐに理解されるであろう。⁽⁷⁹⁾」

ところが、「フランスのブルジョアジーの物質的利益は、まさにこの広範で複雑多岐な国家機構を維持することと、きわめて密接にからみあっている」のであって、「フランスのブルジョアジーは、その階級的地位に迫られて、一方では、およそあらゆる議会権力の存立条件、したがってまた彼ら自身の議会権力の存立条件を破壊しないわけにはいかなかったし、他方では、自分と敵対関係にある執行権力を、抵抗不可能となるまでにつよめないわけにはいかなかった。」⁽⁸⁰⁾

ここに議会にたいする官僚の優位が生まれ、官僚支配を通じての市民社会支配が成立する。

(4) 公共事業

官僚支配の現実的基礎は公共事業である。それは、市民社会がその担いきれない大規模事業を国家に肩代りさ

せる必要があるからであり、また、それを口実に官僚が自己の利害のためにこうした「政府活動の対象」を市民社会から切り離すからである。「資本論」の中にも次のような一節がある。「資本主義的生産の未発達な段階では、長い労働期間を必要とするためにかなり長期間にわたって大きな資本投下を必要とする諸企業は、ことにそれがただ大規模にしか実行できない場合には、けっして資本主義的には経営されない。たとえば共同体や国家の費用による（労働力に関するかぎりではやや古い時代にはたいてい強制労働による）道路や運河などの場合である。」⁽⁸¹⁾

つまり、大規模な公共事業は国家の物質的基礎なのである。

ところが、この公共事業が、現実の階級関係のもとでは、階級の買収に使われる。論説「フランスの財政状態」のなかで、『タイムズ』の記事に依拠しながら、マルクスは当時のフランスの財政状態の破局の原因は、ルイ・ボナパルトによる「異常な陸海軍費」と並んで、「経営者とプロレタリアートとに仕事をあたえ、上機嫌にさせておくための、公共土木建設の巨額の出費」にあることを指摘している。⁽⁸²⁾

こうした財政「崩壊」を救う方法は、買収を止め、軍費削減を行ない、そして「最後に、中間階級と都市プロレタリアートとの一部を大がかりな国家的土木建設や他の公共土木事業によって現政府につなぎとめようという、従来おこなわれてきた計画と完全に絶縁すること」⁽⁸³⁾である。

(5) 税制

税制は国家の財政的基礎である。だから、「租税の廃止の背後に、国家の廃止が隠されている」⁽⁸⁴⁾。逆に言えば、国家が存続するかぎり、税制は維持されなければならない。どのような租税制度の改革も体制的枠組みを越えることはできない、とマルクスは主張する。「直接にブルジョア的生産にもとづく分配諸関係、労賃と利潤、利潤と利子、地代と利潤の関係は、租税によっては、せいぜい副次的な点で修正をくわえることができるだけで、けっ

して、その基礎を脅かされることはない。租税にかんするあらゆる研究と論議は、このブルジョア的諸関係が永遠に存続することを前提としている。租税の廃止でさえも、ブルジョアの所有の発展とその諸矛盾の発展を促進することができるだけであろう。⁽⁸⁵⁾」

もちろん、だからといって、一切の税制改革が無意味であるというわけではない。たとえば、「われわれの租税観からすれば、所得額の増加にもなって課税率が増大する累進制のほうがはるかに適切であると思われる。なぜなら、年所得一万ポンドの人にとっての五ペンスの一万倍は、一〇〇ポンドの人にとっての五ペンスの一〇〇倍よりも小さい意味しかもたないからである。」⁽⁸⁶⁾

むしろ、租税は与えられた階級関係のなかで現実的な役割を果している。「租税が個々の階級に特典を与え、他の階級をとくに圧迫するということはある。これは、たとえば、金融貴族の支配のもとでおこなわれているところである。租税は、ブルジョアジーとプロレタリアートのあいだにある社会の中間諸層——これは、その地位からして、租税の負担を他の階級に転嫁することができない——を没落させるにすぎない。プロレタリアートは、新しい租税のたびごとに、その地位を一段低く押し下げられる。古い租税の廃止は、労賃をたかめないで利潤をたかめる。革命のさい、大増税が、私有財産にたいする攻撃の一つの形態として役だつことはある。しかし、その場合でも、それは、新しい、革命的措施にすまなければならない。そうでなければ、ついには、もとのブルジョアの諸関係に逆もどりせざるをえない。」⁽⁸⁷⁾

(6) 中央集権

当時、十時間労働法運動が「議会内に反響をみるにいたった」のは、「オールダム選出議員コベット氏」が労働時間の法的制限を盛り込んだ法案を議会に提案し、それを巡って議会が紛糾したときであった。同法案を提出し

たコベット氏は、有名なウィリアム・コベットの息子であったことから、マルクスはこの父親について長文の批評を試みている。その中に次のような一節がある。「ウィリアム・コベットはもともと有能な代議士であり、というよりは、旧イギリス急進主義の創始者であった。……彼は政治的中央集権化が地方自治を蚕食していく一步一步を観察し、それをイギリス臣民の特権と自由にたいする侵害であるときめつけた。彼はそれが産業的中央集権化の必然的結果であることを理解しなかった。……彼の見おとしたのは、彼のいうイギリス国民の衰退期なるものが正確に中間階級の台頭の開始や近代的商工業の発達と時を同じくしていること、そして後者の成長と同じペースで国民の物質的状态が低下し、地方自治が政治的中央集権化のまにに消滅していったことであつた。」⁽⁸⁸⁾

ここに指摘されたように、「政治的中央集権化が地方自治を蚕食していく一步一步」の過程は、「中間階級の台頭の開始や近代的商工業の発達と時を同じくして（起こつて）いること、そして後者の成長と同じペースで国民の物質的状态が低下し、地方自治が政治的中央集権化のまにに消滅していったことであつた」。すなわち、「政治的中央集権化」の問題は、「イギリス臣民の特権と自由にたいする侵害である」などという次元の問題ではなく、「それが産業的中央集権化の必然的結果である」ということである。マルクスは政治的中央集権化の背後に産業的中央集権化を見ているのである。

(7) 軍隊（または暴力）

「国家権力、すなわち社会の、集中され組織された暴力」⁽⁸⁹⁾というマルクスの有名な一句は、国家的な暴力機構の存在が市民社会にとっての暴力の必要性に基づいていることを示唆している。そもそも、社会にとって「暴力は、古い社会が新たな社会をはらんだときにはいつでもその助産婦になる。暴力はそれ自体が一つの経済的な潜在勢力なのである」⁽⁹⁰⁾。だから、国家の暴力とは組織され集中された「公然の暴力」⁽⁹¹⁾にすぎないのである。

国家権力の暴力機構は自立化し、肥大化することがありうる。官僚組織の場合と同様である。こうした市民社会に敵対する暴力機構をマルクスはボナパルティズムのなかに発見する。「現在ルイ・ボナパルトが公然と開始した政体のなかで、新しいものはなんであろうか？ 彼が軍隊を道具にして支配していることだろうか？ そういうことは、テルミドールの事変以来、あらゆる彼の先輩がやってきたことである。だが、過去の諸時代ではすべて、支配階級——その興隆はフランス社会の特定の発展と照応していた——が、その敵対者にたいする最後の拠りどころを軍隊に求めたとしても、支配的だったのは、なんといっても、特定の社会的利害であった。ところが、第二帝政のもとでは、軍隊の利害そのものが支配的になろうとしているのだ。いまや軍隊は、もはや人民の一部にたいする他の部分の支配を維持するのではなく、フランス人民一般にたいするそれ自身の支配を維持することになり、この支配はそれ自身王朝によって体现されているのである。軍隊は、社会に敵対して国家を代表しなければならぬ⁽⁹²⁾。」

市民社会に対する軍事支配の成立とともに、軍隊を構成する軍人の階級的出自も変化する。狭い階級的基盤から広い国民的基盤へと軍人の徴募が変えられる。「軍隊の隊列は、従来兵士が徴募されてきた層よりも地位の高い国民諸層にたいしてひらかれるようになる⁽⁹³⁾。」

(8) 階級国家の本質

市民社会が階級対立の上に立脚するかぎり、国家は階級国家以外のものではない。だから、「ブルジョア国家は、自己の階級の個々の成員および被搾取階級にたいするブルジョア階級の相互保険会社以外のものではない。それは、被搾取階級の抑圧がますます困難になるので、ますます経費がかさみ、また、ブルジョア社会にたいして外見上ますます独自化せざるをえない保険会社である。名称を変えても、この保険のもつ諸条件になんら変化が生

じるわけでもない。⁽⁹⁴⁾」

V 市民社会の帝国主義

(1) 主権国家システムにおける帝国主義

市民社会は特定の歴史的條件に恵まれたときに拡張する。古代の市民社会が求めた農耕のための農地拡大であれ、中世の市民社会が求めた交易のための商圏拡大であれ、近代の市民社会が求めた工業化による市場拡大であれ、あるいは、現代の市民社会が求める金融・サービスのグローバル化による共通制度の拡大であれ、その拡張の動因こそ歴史的にさまざまであるが、いずれの場合も、帝国主義はこうした市民社会の拡張傾向を政治的、軍事的に反映したところで成り立つ。だから、もつとも包括的な定義を下すとすれば、「帝国主義とは、膨張しつつある経済に新地域を統合していく過程で作用する十分な政治的機能である」(ギアラハール・ロビンソン⁽⁹⁵⁾)。この定義を近代国家の場合に当てはめて考えてみれば、そこには帝国主義の二つの歴史的関係が含まれていることに気がつくはずである。第一は、宗主国と植民地の関係(帝国主義の第一関係)、第二は、主権国家どうしの関係(帝国主義の第二関係)である。

例えば、イギリス帝国のインドに対する植民地政策の転換を手がかりに考えてみよう。一八五七年から五九年にかけてのインドの「大反乱」はイギリスの植民地政策の大きな転換を促した。イギリス政府は大反乱という失政の責任を取らせるため、インド統治法によって東インド会社を解散させ、政府による直接統治に乗り出した(一八五八年)。一八七七年にはヴィクトリア女王がインド皇帝を兼ねるインド帝国の成立を宣言し、インドは公式の

植民地となった。公式の植民地を持つことで初めて帝国主義は帝国主義となる（帝国主義の第一関係）と狭く考えるなら、一八七七年以前のインドはイギリスの植民地ではなかったことになり、イギリスも帝国主義国ではなかったことになる。もちろんそれは事実に反する。そのことを指摘したのがギャラハー||ロビンソンである。彼らの衝撃的な問題提起は山田秀雄によって、以下のように適切に要約されている。ギャラハー||ロビンソンは「一九世紀イギリス帝国に関する伝統的解釈が、公式帝国 formal empire の研究にとらわれて、非公式帝国 informal empire の研究を無視していた」という問題意識から出発し、いわゆる反帝国主義時代（自由貿易全盛期（一八四〇年代～六〇年代））においても、イギリス帝国主義が健在であったことを示す諸史実、たとえば（i）全植民地はすべて温存された、（ii）新たに多くの植民地の獲得が強行された、（iii）レッセ・フェール時代に国家によるインド開発が遂行された、（iv）アルゼンチンへの貿易と直接干渉とが併行して行われた、等々の諸史実を強調し、結論として、一九世紀を通ずるイギリスの工業化が海外領域の拡大と深化とをもたらしたという『基本的事実』によって、一九世紀イギリス帝国主義の『継続性』を強調している⁹⁶。もちろん、山田が適切に批判するように、「継続性」の過度の強調によって、「イギリスの資本主義的發展における新帝国主義（七〇年代以降）の意義を看過してよいということにはならない」⁹⁷が、それにしても、一見、帝国主義の時代ではないかのような外観を呈した自由貿易の時代こそ、独自の帝国主義の時代であり、そうした対植民地政策を必要としたイギリス国内の工業化（市民社会の独自の発展）が帝国主義のあり方そのものを規定しているという重大な事実にわれわれの目を向けさせることになった点で、ギャラハー||ロビンソンの問題提起の意義はきわめて大きいと言わざるをえない。

そして、基本的にはこの自由貿易の帝国主義の時代にあつて、イギリス帝国の対外政策を注意深く観察し、批

判の論陣を張っていたジャーナリストこそ、マルクスその人だったのである。

イギリスのインド支配確立について、一八五三年にマルクスはつぎのように書いている。「どのようにして、インドにイギリスの主権がうちたてられることになったのか？ 大ムガルの至上権は、ムガルの太守たちに打ち破られた。太守たちの至上権は、マラーター諸族に打ち破られた、マラーター諸族の権力はアフガン人に打ち破られた。こうしてすべてのものがすべてのものとたたかっているあいだに、イギリス人が侵入してきて、これらすべてのものを打ち従えることができた。」⁽⁹⁸⁾インドが東インド会社の支配下に置かれ、イギリスの非公式の植民地だったときも、インドにおけるイギリスの主権は確立していた。マルクスはそう理解している。

東インド会社を通じての非公式の植民地化はどのように始まり、どのような意味をもったか。マルクスは一八五三年に次のように書いている。

「東インド会社の存在が議会から承認されたのは、……保護制度がイギリスで確立され、ヨーロッパの勢力均衡がきつちりとうちたてられた時代であった。このうわべの自由の時代は、実際には独占の時代であった。そしてその独占も、エリザベスやチャールズ一世の時代のように、国王の権利付与によってつくりだされたものではなく、議会の承認によって受権され、国家企業とされたものであった。イギリス史上のこの時代は、事実上、フランス史上のルイー・フィリップの時代に極度に似ている。それは古い土地貴族は敗北したけれども、ブルジョアジーは、金権階級すなわち『大金融家』の旗のもとでなければ、なお土地貴族に代わることができない時代であった。」⁽⁹⁹⁾

マルクスが「うわべの自由の時代は、実際には独占の時代」と言うのは、東インド会社が対インド貿易の独占権を握っていた歴史的事実を指す。この独占権は「ノースの規制法」（一七七三年）やインド法（一七八四年）な

どを通じて本国政府の直接介入が強まるにつれて問題視され、最終的には一八一三年に東インド会社の手から剝奪される。ただ、ここでマルクスが指摘しているのは、東インド会社が独占権を手にしてインドとの自由貿易を行っていたことの究極の原因が、イギリス本国における市民社会の階級構造（産業資本家階級が土地所有階級に対して完全な自立を果たしていないという階級的未成熟）にあるという事実である。

次いでマルクスが注目するのは、自由貿易を通じて行われる植民地収奪の規模である。「一八世紀全体をつうじて、インドからイギリスに運び出された財宝は、わりあい小規模であった貿易から得られたというよりも、むしろインドを直接に搾取したり、インドで強奪した巨大な財産をイギリスに送ったりして、得られたものであった。一八一三年にインド貿易が自由化されてから、インドとの通商はごく短期間に三倍以上となった。だが、それだけではなかった。貿易の全性格が変わったのである。一八一三年まではインドは主として輸出国であったのに、いまは輸入国となった。」⁽¹⁰⁾一八一三年は、東インド会社がインド貿易の独占権を剝奪された年であり、ついで一八三三年には貿易活動そのものが停止され、会社は純然たる統治機関となる。イギリス政府はここで大きく植民地政策を変更するのである。

では、帝国主義の側でのこの戦略転換はなにによって引き起こされたのか。自由貿易が実施されてから四〇年後の一八五三年、マルクスは次のように書いている。「イギリスの支配階級はいままで、インドの進歩には偶然的で一時的で例外的な関心しかよせてこなかった。貴族はインドを征服しようと思ひ、金権階級はこれを略奪しようと思ひ、工場貴族階級はこれを値段でうちまかそうと思ひだ。だが、いまは形勢が一変した。工場貴族階級は、インドを再生産ができる国に変えることが自分たちにとって死活の重要性をもつようになったこと、このためにはなによりもインドに灌漑や国内交通の手段を与える必要があることに、気がついた。彼らはまた、インドじゆ

うに鉄道網をはりめぐらそうとしている。そして、そうするだろう。その結果は、はかりしれないものとなるにちがいない。⁽¹⁰⁾」

自立した産業資本家階級は、彼ら独自の植民地政策を「死活問題」として追求するのである。市民社会の階級関係が帝国主義のあり方を大きく左右したという事実をマルクスはここで指摘している。

ところで、自由貿易帝国主義にしても、マルクスが念頭においていたイギリス帝国とインドとの関係にしても、これは主権国家どうしの関係ではない。インドの主権は公式にせよ非公式にせよ失われており、それは対外主権の点からも、対内主権の点からも明らかである。したがって、これは帝国主義といっても旧植民地主義の意味での帝国主義である。これに対して、今日の帝国主義、あるいは第二次大戦以降の新植民地主義の時代の帝国主義は、主権国家どうしの関係が成り立つたうえで、その中の帝国主義である。あるいは、主権国家システムの中の大国支配の関係である(帝国主義の第二関係)。これについて、マルクスからどのような含意が引き出せるだろうか。

そうした問題関心に立ってマルクスの議論を眺めてみると、彼が『資本論』に残した興味深い注の一節に目が行く。「(アメリカ)合衆国の経済的發展は、それ自体ヨーロッパの、詳しく言えばイギリスの、大工業の産物である。その今日の姿(一八六六年)では合衆国はやはりまだヨーロッパの植民地とみなされなければならない。(第四版へ。——それ以来合衆国は世界第二の工業国に発展したが、それだからといって、その植民地的性格を完全になくしたわけではない。——エンゲルス⁽¹¹⁾)」

政治的独立を達成し、経済的にも「世界第二の工業国」に成長したアメリカをマルクスとエンゲルスが「ヨーロッパの植民地」と呼んでいるのである。このように「解放」独立した主権国家を植民地と呼ぶ習慣は、およそ

マルクス・エンゲルスに始まる⁽¹⁰³⁾のであって、自由貿易を武器に、主権国家を植民地として従属化させる可能性が帝国主義という概念のなかに潜んでいることがここから読みとれる。事実、この可能性に賭けて帝国主義を展開したのが戦後のアメリカ帝国主義であったと考えれば、このことの現代的意義は自ずと知れよう（公式の植民地を持たず、独立した主権国家を政治的、経済的に支配従属関係に引き込む現代のアメリカ帝国主義のあり方については、パニッチ・ギンデインの議論⁽¹⁰⁴⁾を参照されたい）。以上の議論をまとめると、以下のようなになる。

	主権国家―植民地 (帝国主義の第一関係)	主権国家―主権国家 (帝国主義の第二関係)
政治	政治的な支配と従属	政治的な自治と独立
経済	経済的な収奪と独占	経済的な搾取と自由

ところで、この主権国家どうしの帝国主義は、平時においては、大国による国際秩序の維持ないしコントロールという形をとって現われる。ブルは以下の点にそれを整理している。⁽¹⁰⁵⁾

- (i) 一般均衡の維持
- (ii) 危機の回避と制御
- (iii) 戦争の限定
- (iv) 地域的な優越力の一方的行使
- (v) 勢力圏・利益圏・責任圏

(vi) 大国の協調・共同統治

これに対して、帝国主義は、平時だけでなく戦時においても成り立つ。平時とは逆に戦時では、大国の国際秩序の維持やコントロールは不可能となる。すなわち、(i)一般均衡の破壊、(ii)危機の利用と制御、(iii)戦争の拡大、(iv)地域的な優越力の一方的行使、(v)勢力圏・利益圏・責任圏の積極的拡大、(vi)大国の対立・拮抗が見られるようになる。帝国主義が秩序と戦争のどちらの道をたどるかは、市民社会の膨張のあり方や経路、それを取り巻く国際環境に大きく左右される。その解明は実際に即して行われるべき歴史的、現実的な個別研究に待たなければならない。

国家の次元に反映された市民社会の政治的あり方が主権国家の方向性を規定し、そうした国際関係における帝国主義関係がその可能性を規定する。市民社会の帝国主義は、こうした全一連の段階を経て、現実のものとなる。

(2) 帝国主義の廃絶

階級の廃止≠国家の廃止≠帝国主義の廃絶、これがマルクスの基本的な展望である。では、どのような意味でマルクスはこの、いささかユートピア的な展望を語るのであるか。

それはつぎのような意味においてである。国家は永遠の存在ではない。それは階級が永遠の存在でないのと同様である。すなわち、「国家の廃止は、共産主義者にとっては、階級の廃止の必然的な結果としてのみ、ある意味をもつ。階級が廃止されれば、ある階級が他の階級を抑圧するための組織された権力の必要も、おのずからなくなる。⁽¹⁶⁾」

階級の廃止の見通しが現実になり、市民社会がもはやいかなる意味においても階級社会であることを止めるとき、さらに、国家機構に奪い去られていた委任共同事務を市民社会がその手に奪い返したとき、初めて国家機構

の現実的な基礎はその最小限にまで縮小する。ここに国家の廃止の見通しが確実なものとなる。もちろん、それははるか遠い夢のような話である。

国家の廃絶が人類の視野に入ようになったとき、国家の主権的基礎がもはや無意味なものとなる。膨張する市民社会の経済活動は、主権国家の帝国主義を通して、その政治的表現をとることを止めるであろう。マルクスは、帝国主義の廃絶という、この夢のような展望をつぎのように語っている。「歴史のブルジョア時代は、新世界の物質的基礎をつくりださなければならない。——一方では、人類の相互依存にもとづく世界的交通とこの交通の手段、他方では、人間の生産力の発展と、物質的生産を自然力の科学的支配に転化すること、これがその基礎である。このような新世界の物質的条件を、ブルジョア商工業は、地質上の革命が地表をつくりだしたのと同じように、つくりだしているのである。将来、偉大な社会革命が、このブルジョア時代の成果である世界市場と近代的生産力をわがものとし、これらをもっとも先進的な諸国人民の共同管理のもとにおいたとき、そのときはじめて人類の進歩は、うま酒を死人の頭蓋骨からだけ飲むとする、あのいとうべき異教の偶像に似ることを、やめるであろう。」⁽¹⁾

国家という政治的共同体を廃止に追い込んだ人類は、ここに初めて「世界市場と近代的生産力」に対する「諸国人民の共同管理」をいかに実現するかという現実的問題に立ち向かう。それこそがポスト帝国主義の時代の人類史的課題である。だが、その見通しは今日の人類にとっていまだユートピアに近い夢物語である。

【注】

- (1) Justin Rosenberg, *The Empire of Civil Society: A Critique of the Realist Theory of International Relations*,

- Verso, 1994 (ジャスティン・ローゼンバーク (渡辺雅男・渡辺景子訳) 『市民社会の帝国』桜井書店、近刊)
- (2) John Gallagher and Ronald Robinson, "The Imperialism of Free Trade", *The Economic History Review*, 2nd Series, VI, No.1, August 1953, pp.1~15 (「自由貿易帝国主義」ジョージ・ネーデル、ペリー・カーティス編 (川上肇ほか訳) 『帝国主義と植民地主義』お茶の水書房、一九八三年、一二九―一六六頁)。なお本稿の一部(八―一六および二四―三二頁)は拙稿「マルクスにおける階級の概念」(『一橋大学研究年報社会学』35、一九九六年)の当該部分の再録であり、新たな構想のもとの再論である。
- (3) マルクス「ユダヤ人問題によせて」『ドイツ社会主義統一党中央委員会付属マルクス・レーニン主義研究所編 (大内兵衛・細川嘉六監) 『マルクス・エンゲルス全集』(以下『全集』) 第一巻、大月書店、三八四―四一四頁
- (4) マルクス「資本論」(第三卷第二三章)『全集』第二五卷、四八一頁
- (5) マルクス「ユダヤ人問題によせて」『全集』第一巻、四〇五頁
- (6) マルクス「資本論」(第三卷第四七章第二節)『全集』第二五卷、一〇一―一四頁
- (7) (8) マルクス「経済学批判 序言」『全集』第一三卷、六頁
- (9) マルクス「資本論」(第三卷第四七章第二節)『全集』第二五卷、一〇一―一四頁
- (10) (11) Manfred Riedel, "bürgerliche Gesellschaft", in *Geschichtliche Grundbegriffe, Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Band 2, Ernst Klett Verlag, 1972, S.720 (ヴァンフレート・リーデル (河上倫逸・常俊宗三郎訳) 『市民社会の概念史』以文社、一九九〇年、一二頁)
- (12) マルクス「資本論」(第一卷第一章第四節注33)『全集』第二三卷、一〇九頁
- (13) (14) 同上、一一〇頁

- (15) マルクス「資本論」(第三卷第四十七章第二節)『全集』第二五卷、一〇一五頁
- (16) マルクス「資本論」(第三卷第三十六章)『全集』第二五卷、七七〇頁
- (17) マルクス「資本論」(第三卷第四十七章)『全集』第二五卷、一〇一七頁
- (18) マルクス「資本論」(第一卷第二十四章第二節)『全集』第二三卷、九三七頁
- (19) マルクス「資本論」(第一卷第一章第四節注33)『全集』第二三卷、一一〇頁
- (20) マルクス「資本論」(第三卷第三十六章)『全集』第二五卷、七七〇頁
- (21) マルクス・エンゲルス「ドイツイデオロギー」『全集』第三卷、二九頁
- (22) マルクス「ユダヤ人問題によせて」『全集』第一卷、四〇五頁
- (23) 同上、三九四頁
- (24) 同上、四〇五頁
- (25) マルクス「ヘーゲル国法論の批判」『全集』第一卷、三二〇頁
- (26) マルクス「ユダヤ人問題によせて」『全集』第一卷、三九二頁
- (27) マルクス「批判的論評」『全集』第一卷、四三八頁
- (28) マルクス「ヘーゲル国法論の批判」『全集』第一卷、二六五頁
- (29) マルクス「資本論」(第三卷第三十六章)『全集』第七三頁
- (30) マルクス「資本論」(第一卷第三章第三節b)『全集』第二三卷、一七七頁
- (31) マルクス「マルクスからエンゲルス宛の書簡、一八五五年三月八日」『全集』第二八卷、三五二頁
- (32) マルクス「ヴェ・イ・ザスーリチの手紙への回答の下書き・第一」『全集』第一九卷、三八六―四〇九頁

- (36) マルクス『『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』第二版（一八六九年）への序文』『全集』第八卷、五四三頁、
『全集』第十六卷、三三三頁
- (37) マルクス「革命のスペイン」『全集』第一〇卷、四五〇頁
- (38) 同上、四五一頁
- (41) 「『新ライン新聞、政治経済評論』の書評」『全集』第七卷、二一四頁
- (42) 同上、二二七頁
- (43) 同上、二二六頁
- (44) 同上、二二六―七頁
- (45) 同上、二二七頁
- (46) 同上、二二八頁
- (47) マルクス「マルクスからエンゲルス宛の書簡、一八五四年七月二七日」『全集』第二八卷、三〇八―九頁
- (48) 〃(49) マルクス「資本論」（第一卷第一章第四節）『全集』第二三卷、四六八頁
- (50) マルクス「一八五七―五八年の経済学草稿」資本論草稿集翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集』（以下『草稿集』）
第一分冊、一三八頁
- (51) マルクス「資本論」（第一卷第一章第四節）『全集』第二三卷、五五四頁
- (52) マルクス「一八五七―五八年の経済学草稿」『草稿集』第一分冊、一三七―八頁
- (53) マルクス「資本論」（第一章第四節）『全集』第二三卷、一〇四頁
- (54) マルクス「一八五七―五八年の経済学草稿」『草稿集』第一分冊、一三六頁

- (55) マルクス「資本論」(第一章第四節)『全集』第二三卷、一〇三頁
- (56) マルクス「資本論」(第三卷第四十七章第二節)『全集』第二五卷、一〇一五頁
- (57) マルクス「資本論」(第一卷第一七章)『全集』第二三卷、七〇〇頁
- (58) マルクス「資本論」(第一卷第二五章)『全集』第二三卷、一〇〇三頁
- (59) さらに、この場合、「権威は、他方において従属を前提にしている」(エンゲルス「権威について」『全集』第一八卷、三〇二頁)。
- (60) マルクス「資本論」(第一卷第一三章第四節)『全集』第二三卷、五五四頁
- (61) エンゲルス「権威について」『全集』第一八卷、三〇三頁。マルクスもこの「隠れた生産の場所」を「無用の者は立ち入るな〔No admittance except on business〕と入り口に書いてある場所」と呼んでいる(マルクス「資本論」(第一卷第四章第三節)『全集』第二三卷、二二〇頁)。
- (62) Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 2nd ed., Macmillan Press, 1995, p.8 (〈ドリー・ブル(白杵英一訳)『国際社会論—アナーキカル・ソサイエティ』岩波書店、二〇〇〇年、九頁)
- (63) エンゲルス「権威について」『全集』第一八卷、三〇三頁
- (64) ~ (65) Bull, *op. cit.*, p.8 (ブル、前掲書、九頁)
- (66) マルクス「資本論」(第一卷第二四章第六節)『全集』第二三卷、九八〇頁
- (67) マルクス「資本論」(第一卷第一章第一節)『全集』第二三卷、四七頁
- (68) マルクス「六月革命」『全集』第五卷、一三一頁
- (69) マルクス「道徳的批判と批判的道徳」『全集』第四卷、三五四頁

- (70) 同上、三五四―五頁
- (71) 同上、三五五頁
- (72) 〓 (73) マルクス「資本論」(第三卷第七章第二節)『全集』第二五卷、一〇一七頁
- (74) マルクス「フランスにおける階級闘争」『全集』第七卷、三九頁
- (75) マルクス「マルクスからエンゲルス宛の書簡、一八五四年七月二七日」『全集』第二八卷、三〇九頁
- (76) マルクス「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」『全集』第八卷、一九八頁
- (77) 〓 (78) 同上、一九三頁
- (79) 同上、一四四頁
- (80) 同上、一四四―五頁
- (81) マルクス「資本論」(第二卷第二章)『全集』第二四卷、二八五頁
- (82) マルクス「フランスの財政状態」『全集』第一五卷、三五九―六〇頁
- (83) 同上、三六〇頁
- (84) マルクス「新ライン新聞、政治経済評論」の書評」『全集』第七卷、二九六頁
- (85) 同上、二九三頁
- (86) マルクス「ポンド、シリング、ペンス、または階級予算」『全集』第九卷、六二頁
- (87) マルクス「新ライン新聞、政治経済評論」の書評」『全集』第七卷、一九三―四頁
- (88) マルクス「レアードの質問―十時間労働法案をめぐる闘争」『全集』第九卷、一八三―四頁
- (89) 〓 (90) マルクス「資本論」(第一卷第二章第六節)『全集』第二三卷、九八〇頁

- (91) 同上(第一巻第二四章第二節)、九五三頁
- (92) マルクス「親衛兵の支配」『全集』第一二巻、三八〇頁
- (93) マルクス「兵士の懲罰」『全集』第一一巻、五一七頁
- (94) マルクス「『新ライン新聞、政治経済評論』の書評」『全集』第七巻、二九五―六頁
- (95) Gallagher and Robinson, *op. cit.*, p.5 (ギャラハー＝ロビンソン、前掲論文、一三九頁)
- (96) 山田秀雄「イギリス帝国経済史研究」ミネルヴァ書房、二〇〇五年、二〇頁
- (97) 同上、二二頁
- (98) マルクス「イギリスのインド支配の将来の結果」『全集』第九巻、二二二頁
- (99) マルクス「東インド会社―その歴史と成果」『全集』第九巻、一四二頁
- (100) 同上、一四八頁
- (101) マルクス「イギリスのインド支配の将来の結果」『全集』第九巻、二二四頁
- (102) マルクス「資本論」(第一巻第一三章第七節注³⁴)『全集』第二三巻、五九〇頁
- (103) 宮崎犀一「三つの植民地主義」『経済評論』一九七〇年七月号、五六頁
- (104) Leo Panitch and Sam Gindin, *Global Capitalism and American Empire*, Merlin Press, 2004 (レオ・パンニチサム・ギンディン(渡辺雅男訳)『アメリカ帝国主義とはなにか』ハズシ書房、二〇〇四年)、Leo Panitch and Sam Gindin, "Finance and American Empire", in *Socialist Register 2005*, Merlin Press, 2004 (パンニチサム・ギンディン(渡辺雅男・小倉将志郎訳)『アメリカ帝国主義と金融』こぶし書房、二〇〇五年)
- (105) Bull, *op. cit.*, chap. 9 (ブル、前掲書、第九章)

(106)

マルクス『新ライオン新聞、政治経済評論』の書評『全集』第七卷、二九六頁

(107)

マルクス「イギリスのインド支配の将来の結果」『全集』第九卷、二一八頁

(一橋大学大学院社会学研究科教授)